

公益財団法人成田市農業センター役員及び評議員の報酬等並びに費用
に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人成田市農業センター（以下「この法人」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 役員等に対しては理事会、評議員会出席の都度、別表に基づき定額の報酬を支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、役員等が、成田市の常勤の特別職又は一般職の職員を兼ねている場合は、報酬等を支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、役員等が成田市農業協同組合の常勤の役員を兼ねている場合は、報酬等を支給しない。
- 5 役員等には、役員賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬等の支払方法)

第4条 役員等の報酬等は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬等から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬等の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬等の全部又は一部につき自己の口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人成田市農業センターの設立の登記の日から施行する。

(別表)

役員等の報酬

役員等の報酬	
役員の報酬	
理事会出席等、必要の都度、一人当たり	7,700円
評議員の報酬	
評議員会出席等、必要の都度、一人当たり	7,700円